

宮城県, 福島県, 岩手県を訪問される皆様へ

平成28年4月1日

在サンパウロ日本国総領事館

東日本大震災にかかる復興支援の一環として、宮城県、福島県又は岩手県のいずれかの地域を訪問する外国人の方で、次の要件を満たす場合には、査証手数料を免除することといたしました。詳細については、詳細については、当館査証班(Tel: 011-3254-0100(代)、問い合わせ時間: 月曜から金曜日までの午後2時から午後4時まで)までお問い合わせください。

1. 査証手数料が免除となる要件

(1) 対象となる方

ア 短期滞在査証以外の査証を申請する場合

対象地域に居住、勤務又は留学する方

イ 短期滞在査証を申請する場合

対象地域を訪問される方

(注)対象地域とは宮城県、福島県、岩手県の三県です。

(2) 対象となる査証

平成28年4月1日から平成33年3月31日までに査証申請した査証

2. 必要書類

通常の査証申請に必要な書類の他、以下の書類を御提出願います。

(1) 短期滞在査証以外の査証を申請する場合

居住先、勤務先又は留学先が対象地域に所在することを証する書類。

(2) 短期滞在査証を申請する場合

● 滞在予定表(日程表)

● 対象地域を訪問することを証する書類

宿舎予約票、航空券予約票、乗船券予約票、鉄道の予約票、対象地域のツアー予約票、対象地域で開催される各種イベントの入場券又は予約票、対象地域で開催される会議への招待状などのうちいずれか一つ。

(注)疎明資料の提出がなく、対象地域を訪問することが確認できない場合は、査証手数料は免除されません。